登録番号	広島県第5136号		氏名又は名称	向井　浩一	
作成日	2024／7／18	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表４（全　　枚の　　枚目）　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		航行区域（該当に○）				
		遊漁船の使用状況（該当に○）				
		遊漁船の記載状況（該当に○） 船舶の所有状況（該当に○）	通信設備※の状況（該当に○）		救命設備※１の状況（該当に○）	
	海明	第273-11942号	4　ﾄﾝ	10.12　m	12人	（○）船釣り （　）瀬渡し※２ （　）その他 （　　）
		（　）平水・（○）限定沿海・（　）沿海・（　）遠洋、近海				
		（○）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用				
		（○）単独記載・（　）重複記載 （○）自己所有船舶・（　）他者所有船舶	（　）業務用無線 （　）衛星電話 （○）その他 （携帯電話）		（　）改良型救命いかだ （　）EPIRB（非常用位置等発信装置） （　）AIS（船舶自動識別装置） （　）その他 （　　）	
			ﾄﾝ	m	人	（　）船釣り （　）瀬渡し※２ （　）その他 （　　）
		（　）平水・（　）限定沿海・（　）沿海・（　）遠洋、近海				
		（　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用				
		（　）単独記載・（　）重複記載 （　）自己所有船舶・（　）他者所有船舶	（　）業務用無線 （　）衛星電話 （　）その他 （　　）		（　）改良型救命いかだ （　）EPIRB（非常用位置等発信装置） （　）AIS（船舶自動識別装置） （　）その他 （　　）	
重複記載※３している場合の事由		（　）多客期にチャーターするため （　）その他（　　）				

※１　通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※２　利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※３　他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。